○この計算書は、申告書と一緒に提出してください

提出用

この計算書は、申告書**B**や申告書第三表(分離課税用)を使用して申告する方で、各種の所得の損失額(赤字)を他の各種の所得の黒字から差し引く(以下「損益の通算」といいます。)際に、赤字の所得が数多くある方が損益の通算をする場合に使用します(申告書第四表(損失申告用)を使用して申告する方は、この計算書は使用しません。)。

1 経常所得の損益の通算

	A	経	常	所	得	1	円
į						1 1	J

申告書B第一表の「所得金額等」欄の①から⑥及び⑩の金額の合計額を書きます(赤字の場合には金額の頭部に△を付します。)。

2 譲渡・一時所得の損益の通算

所	得	0	י	種	類	A	差	引	金	額	B	通	算	後	© 特	别	控	除者	Ą	D譲渡	・一時所得の通算後
	譲	短期	総		合				円	通	Ø			円	Ø			円	譲渡	3	円
В		長	分 (特	定損失額	離額)	Δ													・一時	4	
	渡	期	総		合					算	1				Œ			円	所得の	(5)	
					時)	2	(赤=	字のときは())						通算	6	

1 「④差引金額」の「総合」欄には、「譲渡資産の収入金額」から「譲渡資産の取得費など(※)」を差し引いた後の金額 を書きます。

「④差引金額」の「分離(特定損失額)」欄には、「居住用財産の譲渡損失」又は「特定居住用財産の譲渡損失」の金額(以下「特定損失額」といいます。)について、損益の通算の特例の適用を受ける場合にその赤字の金額を書きます(詳しくは、税務署にお尋ねください。)。

- ※ 譲渡資産の取得費 (既に必要経費などに算入した金額を除きます。)から償却費相当額を差し引いた金額及び資産の譲 渡に際して直接要した費用などの合計額をいいます。
- 2 「一時」の②は、「一時所得の収入金額」から「収入を得るために支出した金額」を差し引いた後の金額(赤字のときは 0) を書きます。
- 3 「譲渡」の「⑥特別控除額」の⑦及び⑤は、次により書いてください。
- i 「⑧通算後」の⑦と①の合計額が50万円までの場合……それぞれ⑦と①の金額(赤字のときは 0)を書きます。
- ii 「®通算後」の⑦と①の合計額が50万円を超える場合…… ⑦・②の順に、それぞれ⑦と①の金額を書きます。 ただし、⑦と②の合計額は50万円が限度となります。
- 4 「一時」の「©特別控除額」の①には、「一時」の②が50万円までの場合にはその金額を、50万円を超える場合には50万円を書きます。

3 損益の通算

٥]月	Щ,	ノノ近	1-94																	
所	得		か	種	類	(A)	通	算	前	Œ	3)第1	次通	算 後) غ	ⓒ 第 2 次 通 算 後		D 第 3 次 通 算 後	Ē	所 得	金	額
Α	経	ŕ	ź	所	得	1			円	第			円	第	円	第	円	1			円
	譲	短期	総		合	3				1				2		3		12)			
В		長	分(特	定損気	離失額)	4	Δ			次				次		3		13)			
	渡	期	総		合	(5)				通				八		次	9	(1)	(9+1	D)×0.	5
	_				時	6				算				通		132	10	(I)			
С	山				林				>	7				算		通		15			
D	退				職						**		>	8	(赤字のときは0)	算		16			
所有	导金	額(の合	·計名	Ą ((かり	5 (lb) E	きでの	合言	計名	頂)							1			

- 1 「A通算前」の①、③から⑥は、「1 経常所得の損益の通算」及び「2 譲渡・一時所得の損益の通算」より転記します。
- 2 「山林」の⑦及び「退職」の⑧は、山林所得及び退職所得(赤字のときは0)を書きます(山林所得が赤字の場合には金額の頭部に△を付します。)。
- 申告書への転記については、控用の裏面を読んでください。

氏 名

提出用

を使ってください

控

用

この計算書は、申告書Bや申告書第三表 (分離課税用) を使用して申告する方で、各種の所得の損失額 (赤字) を他の各 種の所得の黒字から差し引く(以下「損益の通算」といいます。)際に、赤字の所得が数多くある方が損益の通算をする場 合に使用します(申告書第四表(損失申告用)を使用して申告する方は、この計算書は使用しません。)。

捐益の通算の計算書

1 経常所得の損益の通算

$\overline{}$					T	(171
Α	経	常	所	得	1	円
(1 1)

・ **申告書B第一表**の「**所得金額等**」欄の①から⑥及び⑩の金額の合計額を書きます(赤字の場合には金額の頭部に△を付します。)。

譲渡・一時所得の損益の通算

Ē	沂	得	0)	種	類	A	差	引	金	額	B	通	算	後	© 特	别	控	除 4	類 (D譲渡	・一時所得の通算後
		譲	短期	総		合				円	通	Ø			円	③			円	譲渡	3	H
	2		長	分 (特	定損失	離き額)	Δ													· 時	4	
		渡	期	総		合					算	1				Œ			円	所得の	(5)	
						時					2	(赤:	字のときは(0)		Ð				通算	6	

「④差引金額」の「総合」欄には、「譲渡資産の収入金額」から「譲渡資産の取得費など(※)」を差し引いた後の金額 を書きます。

「④差引金額」の「分離(特定損失額)」欄には、「居住用財産の譲渡損失」又は「特定居住用財産の譲渡損失」の金額 (以下「特定損失額」といいます。) について、損益の通算の特例の適用を受ける場合にその赤字の金額を書きます (詳し くは、税務署にお尋ねください。)。

- ※ 譲渡資産の取得費(既に必要経費などに算入した金額を除きます。)から償却費相当額を差し引いた金額及び資産の譲 渡に際して直接要した費用などの合計額をいいます。
- 「一時」の②は、「一時所得の収入金額」から「収入を得るために支出した金額」を差し引いた後の金額(赤字のときは0) を書きます。
- 「譲渡」の「©特別控除額」の受及び回は、次により書いてください。
- 「⑧通算後」の⑦と②の合計額が50万円までの場合……それぞれ⑦と②の金額(赤字のときは0)を書きます。
- ⅱ 「圕通算後」の⑦と①の合計額が50万円を超える場合…… ⑰・虫の順に、それぞれ⑦と②の金額を書きます。
- 「一時」の「⑥特別控除額」の団には、「一時」の②が50万円までの場合にはその金額を、50万円を超える場合には50万円 を書きます。

3 指益の通算

٥]只	<u> </u>	ノル	1- 7 T																								
所	得	(か	種	類	(A)	通	算	前	Œ	多第	1 %	瓦	算	後	0	第	2 }	欠通	算	後	Œ)第3次通算後	Œ	所	得	金	穃
A	経	常	ŕ	所	得	1			円	第				Р	9	寫				Į.	身	育	円	1				
	譲	短期	総		合	3				1					2	2					١,			12				
В		長	分 (特:	定損気	離失額)	4	Δ			次						欠					- 3			13				
	渡	期	総		合	(5)				通						X			·] /	ĸ	9	1	(9)	+10)	×0.5	í
	_				時	6			1	算					į	Ť					\3	- 1	10	U.				
С	山				林				>	7)					拿	拿					通	1		15)				
D	退				職									}	8	8)	(赤字(のとも	きは0)	第	Í		16				
所有	导金	額(の合	計名	Ą (O	かり) (f) g	きでの	合言	十名	頁)													1				

- 「④通算前」の①、③から⑥は、「1 経常所得の損益の通算」及び「2 譲渡・一時所得の損益の通算」より転記し ます。
- 「山林」の⑦及び「退職」の⑧は、山林所得及び退職所得(赤字のときは 0)を書きます(山林所得が赤字の場合には金 額の頭部に△を付します。)。
- 申告書への転記については、裏面を読んでください。

損益の通算の計算書の書き方

1 「2 譲渡・一時所得の損益の通算」の各欄

- (1) 「B通算後」の「譲渡」の各欄
 - 「④差引金額」の赤字又は黒字の通算後の金額を書きます (「譲渡」の各欄がともに赤字又は黒字の場合には、「④差引 金額」の金額をそのまま転記します。)。
 - ・ 「A差引金額」が赤字と黒字の場合…「A差引金額」の 赤字を「総合」、「分離(特定損失額)」の順に、「総合」の 黒字と通算します(「総合」の黒字の区分内は、「短期」、「長 期」の順に通算します。)。
- (2) 「①譲渡・一時所得の通算後」の各欄

「⑧通算後(※)」の「譲渡」の赤字又は黒字と「一時」の 通算後の金額を書きます。

※ 「譲渡・総合」及び「一時」は、「®通算後」の金額から「©特別控除額」を差し引いた金額になります。

2 「3 損益の通算」の各欄

- (1) 「B第1次通算後」の各欄
 - イ 「A通算前」のA、Bがともに赤字又は黒字の場合…「A通算前」の金額をそのまま転記します。
 - ロ 「④通算前」のAが赤字でBが黒字の場合…Aの赤字は、「短期・総合」、「長期・総合」、「一時」の順にBの黒字と通算します。
 - ハ 「A)通算前」のAが黒字でBが赤字の場合…Bの赤字をA の黒字と通算します。
- (2) 「⑥第2次通算後」の各欄
 - イ 「B第1次通算後」のA、B、Cがともに赤字又は黒字の場合…「B第1次通算後」の金額をそのまま転記します。
 - ロ 「B第1次通算後」のA、Bが赤字でCが黒字の場合… A、Bの赤字は、「経常所得」、「譲渡」の順にCの黒字と通 算します。
 - ハ 「®第1次通算後」のA、Bが黒字でCが赤字の場合… Cの赤字は、「経常所得」、「短期・総合」、「長期・総合」、「一 時」の順に通算します。
- (3) 「①第3次通算後」の各欄
 - イ 「⑥第2次通算後」のA、B、Cが赤字でDが黒字の場合…A、B、Cの赤字は、「経常所得」、「譲渡」、「山林」の順にDの黒字と通算します。
 - ロ イ以外の場合…A、B、C、Dの金額は、「⑥第2次通 算後」の金額をそのまま転記します。
- (4) 「E所得金額」の各欄
 - イ 「①第3次通算後」の⑨と⑩の金額の合計額が黒字の場合…「①所得金額」の⑭には、⑨と⑩の金額の合計額に0.5 を乗じた金額を書き、他は、「①第3次通算後」の金額を転記します。
 - ロ イ以外の場合…「⑤所得金額」に「⑥第3次通算後」の 金額を転記します。

3 申告書への転記

- (1) 申告書B第一表
 - イ 「所得金額等」欄の①から⑥及び⑩

申告書B第一表の「所得金額等」欄の①から⑥及び⑩には、損益の通算前の金額を書きます(『所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用』参照)。

- ロ 「収入金額等」欄の回、⊕及び「所得金額等」欄の⑪
 - i 「2 譲渡・一時所得の損益の通算」の③と⑤の金額の合計額が赤字の場合
 - ③の金額を申告書B第一表の「収入金額等」欄の回に、 ⑤の金額を「収入金額等」欄の回に、③と⑤の金額の合計 額を「所得金額等」欄の回にそれぞれ転記します。

ii i 以外の場合

⑨の金額を申告書B第一表の「収入金額等」欄の⊕に、⑫の金額を「収入金額等」欄の⊕に、⑫と⑭の金額の合計額を「所得金額等」欄の⑪にそれぞれ転記します。

- ハ「収入金額等」欄の②及び「所得金額等」欄の② ⑩の金額を申告書B第一表の「収入金額等」欄の② に、⑪と⑫と⑭の金額の合計額を「所得金額等」欄の ⑫にそれぞれ転記します。
- (2) 申告書第三表(分離課税用)
 - 「所得金額等」欄の③及び④

⑤の金額を**申告書第三表 (分離課税用)** の「**所得金額**」欄の③に、⑥の金額を「**所得金額**」欄の④にそれぞれ転記します。